

第42回「知って得する・ためになる」

税理士 大城 眞徳

プロフィール

昭和48年1月 開業
kbc学園グループ 理事長

税務トピック!

役員給与の取扱いが一部見直されます

平成18年度税制改正で抜本的に改正された「役員給与」について、平成19年度の税制改正では一部見直し、平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されています。

職制上の地位変更による改定も定期同額給与に!

(1)「定期同額給与」とは?

損金算入が認められる「定期同額給与」とは、次の要件を満たすものをいい、税務署長への届出は必要ありません。

〔要件〕

- ・支給時期が1カ月以下の一定の期間ごとであること
- ・その支給時期における支給額が、事業年度を通じて原則的に同額であること

なお、以下のような定期給与も、定期同額給与とみなされています。

- ①期首から3カ月以内の改定で、改定前の各支給額が同額で改定後の各支給額が同額である定期給与
- ②経営状況の著しい悪化等による期中での減額改定で、

改定前の各支給額が同額で改定後の各支給額が同額である定期給与

- ③法人から役員に継続的に供与される経済的利益のうち、その額がおおむね一定であるもの

(2)今回の改正点は?

職制上の地位の変更等に伴って改定された定期給与も定期同額給与とされます。

例えば、期首から3カ月経過後に専務が代表取締役昇格した場合、それに伴って増額改定された定期給与は定期同額給与とみなされます。

なお、代表取締役の急逝などやむを得ない事情による臨時の分掌変更などに伴う改定については、従前から定期同額給与として認められています。

事前確定届出給与の届出期限が株主総会日から1カ月に延長!

(1)「事前確定届出給与」とは?

事前確定届出給与とは、以下の要件を満たしたものをいいます。

〔要件〕

- ・支給時期、支給額をあらかじめ決めておき、その内容についての届出書を所轄の税務署長に提出していること

なお、損金算入が認められるには、原則的には、届出の内容どおりに実際に支給していなければなりません。

(2)今回の改正点は?

事前確定届出書類の届出期限が延長されました。

役員給与を定める決議をする株主総会等の日から1カ月を経過する日(その日が職務の執行を開始する日の属する会計期間開始の日から4カ月を経過する日後である場合にはその4カ月を経過する日等)が届出期限となります。

※この他、同族会社以外の法人が定期給与を受けていない役員(例えば、非常勤役員)に支給する給与については、事前確定届出給与の届出は必要なくなりました。

最後に、役員給与の損金算入には細かい条件等がありますので税理士に相談されることをお勧めします。

経営者の参謀役としてお手伝いさせていただきます!

大城眞徳税理士事務所

〒901-2132 満添市伊祖1-33-1(牧港建設第2ビル3階)

TEL 098-876-8231 FAX 098-876-8304

(URL) <http://www.masism.com> ←...「税務トピック!」がメルマガになりました□

< 税務支援 >

○ 税務代理 ○ 税務相談 ○ 税務書類作成

< 経営支援 >

○ 決算事前対策 ○ 経営計画策定 ○ 業績管理支援

○ 起業家支援 ○ 経営革新支援 ○ パソコン会計支援

○ 建設業「経審」 ○ 生命保険指導